

第 6

平時の備え

第6 平時の備え

被災後、行政の力だけで迅速かつ円滑に都市復興を進めることは極めて困難であり、地域の人々が平時（被災前）から復興まちづくりについて考え、理解していることが重要となります。そのため、復興まちづくりに関する情報発信等による市民への意識啓発や、地域での復興まちづくりに向けた取組の推進、関係機関との連携強化などの事前都市復興の取組を推進します。

1. 市民への意識啓発

都市復興の必要性や重要性をはじめ、復興まちづくりに関する情報を効果的に発信し、市民への意識啓発を図ります。都市復興に関するリーフレットを作成し配布するほか、広報や動画による情報発信など、対象者に応じた適切な手法を選択し展開します。また、専門家によるセミナー等を開催し、地区の事前都市復興への関心の高い方に向けて取組の展開を呼びかけます。

<事前都市復興に関する情報動画の発信>



出典：町田市「YouTube 町田市公式動画チャンネル」

2. 職員の復興訓練

市職員を対象とした復興訓練を継続的に実施します。実際の復興業務を模擬体験し、訓練により得られた課題の抽出やノウハウの蓄積により、職員の災害対応力の向上を図ります。

また、これらの成果は「町田市震災復興マニュアル」等への反映により、発災時の実効性を高めます。

<職員の復興訓練の様子>



3. 復興まちづくりに向けた取組の推進

より良いまちの復興には、基盤や街並みなどの「市街地復興」だけでは不十分であり、地区の住民が地域力を活かして、自分たちのまちを良くしていこうとする、行政との協働・連携による「地域協働復興」による復興まちづくりが求められます。既に地域では、町内会・自治会で組織される自主防災組織を中心に、避難訓練を実施するなどの防災活動に取り組まれています。復興をテーマとした取組は広がりを見せていません。

そこで本市では、「地域協働復興」による復興まちづくりが行えるよう、平時から地区の住民が自分たちのまちの復興について考える活動等について支援を行います。例えば、「町田市住みよい街づくり条例」に基づく「街づくりプロジェクト」や「まちビジョン」といった制度を活用して、街づくりの専門家によるアドバイザーを派遣することができます。

◆◆◆◆ 町田市住みよい街づくり条例 ◆◆◆◆

「町田市住みよい街づくり条例」とは、市民、事業者、市の協働により、お互いの責任や責務を尊重しながら、市民主体の取組を推進し、地域や地区の個性を活かした住みよい街づくりを実現していくための仕組みを条例として定めたものです。

条例には地区の住民等が話し合いながら、まちの将来像（目標・方針など）を取りまとめる「まちビジョン」や、地域の資源を活用してまちの魅力を高める活動を認定する「街づくりプロジェクト」の2つの仕組みを設けています。

これらの仕組みを活用し、“住みよい街づくりの実現”と連携して“復興まちづくりの推進”に取り組み、次世代へ引き継ぐまちづくりへと繋がります。

<まちビジョンとは>

まちビジョン

まちビジョンとは、地区の住民や地区内で活動する団体、企業等が集まって、“こんなことをしてみたい！”などを話し合いながら、**まちの将来像(目標・方針など)を取りまとめたもの**です。

まちビジョンづくりを通じて**人と人や活動団体同士がつながることにより、街づくり活動が継続・発展し、さらには、新たに街づくり活動が創出されることを目指しています。**



<街づくりプロジェクトとは>

街づくりプロジェクト

街づくりプロジェクトとは、施設や自然など、その地区の街並みを形づくっている**地域資源***を活用して、それらを「つかう」「なおす」「たもつ」「つくる」「みせる」など、さまざまな取組を実践しながら、**まちの魅力を高めていく活動です。**

「池」	を	「たもつ」
地域資源		取組み

近所の池を清掃活動しながら、地域みんなが憩える場として維持していく。



*「街並みを形づくる地域資源」とは、地域内にある住宅や団地などの建築物及びその敷地、公園・緑地などの公共的な空間、また、地域内を移動するための小型の交通（モビリティ）などがあてはまります。

出典：町田市「町田市住みよい街づくり条例」活用のすすめ（2022年3月）」

第1 事前都市復興の考え方について

第2 事前都市復興に関する基本認識

第3 町田市の災害リスク

第4 事前都市復興基本方針

第5 都市復興のプロセス

第6 平時の備え

用語解説

◆◆◆◆ 専門家による地区への支援 ◆◆◆◆

本市では、セミナー等の参加者のうち、具体的取組を希望する地区に対して専門家を派遣し、地区住民による都市復興訓練の開催等を支援します。

八王子市では事前復興対策として、地区住民と市職員が一緒になり、大学や専門家の支援を受けて、地区ごとに「震災復興まちづくり訓練」を実施しています。訓練では、自分たちのまちを点検し、被害が起きたらどうするか、どのような手順や計画で復興を進めるかなどを検討しています。

本市においても、八王子市の取組を参考に、「町田市住みよい街づくり条例」の仕組み等を活用しながら、地区の事前都市復興を促進します。

<震災復興まちづくり訓練>



出典：八王子市「八王子市の震災復興への備え（2022年3月）」

◆◆◆◆ 防災活動からの発展と両立 ◆◆◆◆

本市では、市民と協働のもと防災訓練を実施し、平時からの防災関係機関との連携強化や、市民の防災に対する意識の醸成・知識の向上を図っています。2022年度からは新たなリーダー育成事業として「まちだ防災カレッジ」と称し、誰もが防災リーダーとして活躍できるよう様々な講座を実施し、地域の自主防災組織や企業、大学が連携しながら、活動を行っています。

こうした防災に関する様々な活動が発展し、復興まちづくりについて考える機会が生まれていくことが期待されます。

<成瀬台小学校にて実施された避難施設開設訓練の様子>



出典：町田市「成瀬台小学校避難施設開設運営会議」

4. 方針や関連情報等の更新

本書や「町田市震災復興マニュアル」の都市復興部分については、都の方針やマニュアル、その他関連計画の更新をはじめ、訓練等によるフォローアップにより、必要に応じて更新を図ります。

また、都市復興に必要な情報となるデータや資料は平時から収集し、収集した情報は活用可能な精度を保てるよう随時更新します。

随時収集・更新が必要なデータ例		
基盤整備状況図	土地利用現況図	建物現況図
人口分布（年代別）	公共施設一覧	がれき等仮置場として使えるオープンスペース位置図
地区資源一覧 （集会所・神社・仏閣ほか）	土地・建物権利者の情報	浸水想定区域図
土砂災害（特別）警戒区域図	被害想定（倒壊・焼失・震度分布）	避難施設等（地震・風水害）
地積測量図	街づくり計画・河川整備計画等	町内会・自治会情報

5. 関係機関との連携

迅速な復興対応に向けて、平時から関係機関と連携することが重要です。

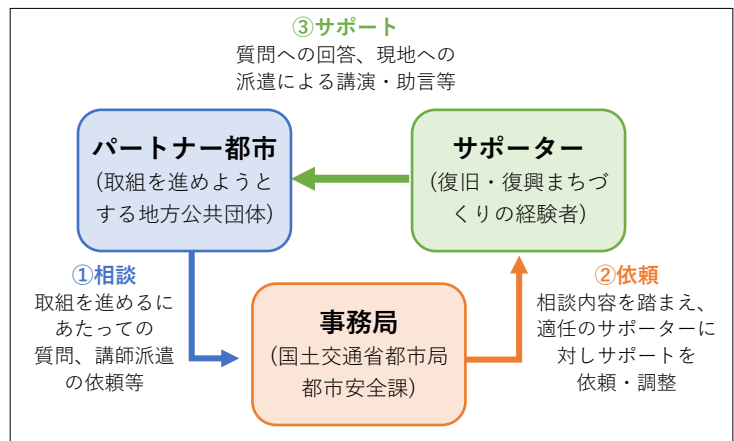
本市は東京都立大学と協定を締結し、都市復興に関する専門的な知見を得ながら、事前都市復興の取組を継続的に推進します。

また、国が創設した「復旧・復興まちづくりサポーター制度」に登録し、復興まちづくり経験者からのノウハウの伝授をはじめとしたサポートや情報交換を行うとともに、都の復興訓練や連絡会等への参加により、被災時を想定し、連携を図ります。

<東京都立大学との共同研究基本協定を締結>



<復旧・復興まちづくりサポーター制度支援の流れ>



出典：国土交通省「復旧・復興まちづくりサポーター制度（令和3年7月）」

用語解説

用語解説

《 あ行 》

NPO

Non-Profit Organization（非営利団体）の略。さまざまな社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。法人格を持ったNPOを「NPO法人（特定非営利活動法人または特定NPO法人）」と言う。

エリアマネジメント

特定のエリアを単位に、民間が主体となって、まちづくりや地域経営（マネジメント）を積極的に行う取組。

オープンスペース

公園、広場、河川など、建物によって覆われていない土地の総称。都市において、みどり豊かで快適な環境づくりの拠点として、またレクリエーションの場や災害時の避難場所としても重要視されている。

《 か行 》

がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ崩れ、土石流、雪崩、地すべり、津波、高潮、出水等の危険から住民の生命の安全を確保するため、災害危険区域等の区域内にある既存不適格住宅等の移転に対して支援を行う事業。

火災危険度

東京都の「地震に関する地域危険度測定調査」における指標の1つ。地震時に発生する出火による建物の延焼被害の危険性を評価する。

暮らしのかなめ

「町田市都市づくりのマスタープラン（2022年3月）」に位置づける、市民の日々の暮らしを支える場。地域の特徴を活かして暮らし続けていくために、日常生活に必要な買い物や用事を済ませることができる場所。

建築協定

住宅地としての環境や商店街としての利便を高度に維持増進することなどを目的として、土地所有者等が建築物の基準（建築基準法による最低基準を超えた高度な基準）を定めるもので、住民発意による良好な環境のまちづくりを促進しようとする制度。

広域都市拠点

「町田市都市づくりのマスタープラン（2022年3月）」に位置づける拠点の一つで、町田駅周辺のこと。市内だけでなく周辺市も含めたより広い範囲における交通結節の核として、商業・業務施設をはじめ多様な機能が高度に集積していることに加え、歩いて楽しい回遊性の高いまちを目指す。

洪水予報河川

二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがある河川として国土交通大臣が指定したもの、もしくはその他の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川として都道府県知事が指定したもの。国土交通省または都道府県と気象庁が共同して、指定河川について区間を決めて水位または流量を示した予報を発表する。

《 さ行 》

災害公営住宅

災害により住宅を失い自ら住宅を確保することが困難な方に対して、国と地方公共団体が協力し、健康で文化的生活を営むに足る住宅を整備、低廉な家賃で賃貸する住宅。

災害時活動困難係数

東京都の「地震に関する地域危険度測定調査」における指標の1つ。災害が発生するおそれのある危険地域からの避難や消火・救助などの災害時活動のしやすさ（困難さ）を、道路網の密度や広幅員道路の多さなどの道路基盤の整備状況に基づき算出したもの。

災害ハザード

地震、浸水、土砂災害等の自然災害の存在や、その危険性。

砂防堰堤えんてい

土石流など上流から流れ出る有害な土砂を受け止め、貯まった土砂を少しずつ流すことにより下流に流れる土砂の量を調節する施設。

市街化区域

すでに市街地を形成している区域とおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

市街化調整区域

市街化を抑制すべき区域。

市街地再開発事業

都市再開発法に基づき、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るために、公共施設、建築物の整備などを行う事業。

時限的市街地

甚大な被害を受けた地域で、本格的な復興までの緊急避難的な生活の場として、応急仮設の住宅、店舗や事業所及び残存する利用可能な建築物からなる市街地。

地すべり対策事業

地すべりによる被害を除去、または軽減するため、アンカー工や擁壁工、地下水を抜く水抜きボーリング工などの地すべり防止工事を行う事業。

住宅街区整備事業

大都市における住宅や宅地の大量供給と良好な住宅街区の形成や、市街化区域内の農地や空地を活用・集約化し、公共施設・宅地基盤等の整備を行うことを目的とした事業。

準半壊

住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、損壊部分はその住家の延床面積の 10% 以上 20% 未満のもの。

準防火地域

市街地における火災の危険を防除するために都市計画に定める地域地区の一つ。近隣商業地域や建物密度の高い市街地において延焼防止の観点から指定され、建築物の高さや面積に応じて、構造や防火施設設置等の制限・規制がされる。

焼失

火災によって焼けて失われること。被害想定の中では、初期消火できずに残った火災による延焼被害。

浸水深

大雨や河川の氾濫による洪水などによって、市街地や建物が水で覆われた（浸水した）ときの、地面から水面までの高さ（深さ）。

震度分布

地域の地盤状況を考慮し、大きな地震が発生した際の揺れの拡がりの分布を示したもの。

水位周知河川

洪水予報指定河川以外の河川のうち、洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川のこと。特別警戒水位を定め、この水位に達したときは、その旨を水位または流量を示して通知・周知する。

首都直下地震

東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）やその周辺の地域を震源とする大規模な地震。

生活拠点

「町田市都市づくりのマスタープラン（2022 年 3 月）」に位置づける拠点の一つで、相原駅周辺や玉川学園前駅周辺、成瀬駅周辺、木曽山崎周辺のこと。

生産緑地

生産緑地法に基づき、市街化区域内の農地で土地所有者から指定申請を受け付けたもののうち、市が指定した農地。農業のための土地として一定期間土地利用の転換が制限され、都市農地の計画的な保全を図る。

全壊・半壊

建物の被害の度合いを言い、全壊は建物の 70% 以上を損壊したもの又はこれ未満であっても残存部分に補修を加えて再使用できないものを指すのに対し、半壊は建物の 20% 以上 70% 未満を損壊したものを指す。

第 1 事前都市復興の考え方について

第 2 事前都市復興に関する基本認識

第 3 町田市の災害リスク

第 4 事前都市復興基本方針

第 5 都市復興のプロセス

第 6 平時の備え

用語解説

《 た 行 》

第一種低層住居専用地域

低層住宅の良好な環境を守るための地域で、住宅のほか小・中学校、診療所、公共施設等を建てることができる。

大規模盛土造成地

盛土造成地には、谷や沢を埋め立てる「谷埋め型盛土」や斜面に沿って盛土造成する「腹付け型盛土」等があり、これらの盛土造成地のうち、以下のいずれかの要件を満たすもの。

- 谷埋め型大規模盛土造成地：盛土の面積が3,000㎡以上
- 腹付け型大規模盛土造成地：盛土をする前の地盤面の水平面に対する角度が20度以上で、かつ、盛土の高さが5m以上

第二種低層住居専用地域

主に低層住宅の良好な環境を守るための地域で、住宅、小・中学校、診療所、公共施設等のほか、150㎡以下の日用品を販売する店舗等を建てることことができる。

建物倒壊危険度

東京都の「地震に関する地域危険度測定調査」における指標の1つ。地震動に起因する建物倒壊被害の危険性を測定するものであり、そのまちにおいて建物が倒壊する数を表す。

谷底低地

大地を刻む谷底での堆積物でできた土地。軟弱な地盤で、地震が起きた場合に揺れが増幅されやすいことから、比較的危険度が高い地域。

地区計画

都市計画法に基づき、地区の特性にふさわしい良好な環境の街区を整備・保全するため、建築物の形態、道路や公園の配置等について住民の意向を反映し、区市町村が定める計画。

調整池

開発に伴って失われた保水機能を補うため、雨水を一時的に貯めて河川への雨水の流出量を調節することにより、洪水被害の発生を防止する施設。

調節池

洪水を一時的に溜めて、洪水の最大流量を減少させるために河川管理者が設ける施設。

都市基盤施設

道路・街路、都市公園、下水道、住宅、港湾、漁港、河川、情報通信網などのこと。

都市計画道路

都市計画法に定められた都市施設の一つで、都市計画によって指定する道路。

都市災害復旧事業

主として都市計画区域内において、下水道、公園、街路及び都市排水施設等の都市施設が災害を受けた場合や人家、工場等の集落地が災害を受けた場合において、災害復旧や堆積土砂の除去等を速やかに行うことによって生活の安定を図り、公共の福祉を確保するための事業。

都市の事前復興

「事前都市復興」と同義。主に都が用いる。

都市防災総合推進事業

避難地・避難路等の公共施設整備や避難施設の整備、避難地・避難路周辺の建築物の不燃化、木造老朽建築物の除却及び住民の防災に対する意識の向上等、防災上危険な市街地における地区レベルの防災性の向上を図る取組を支援する事業。

土地区画整理事業

土地区画整理法に基づき、公共施設の整備改善と宅地の利用増進を図るため、土地の交換分合（換地）により道路、公園などの公共施設の整備とともに、土地の区画形質を変更する事業。

《 な 行 》

にぎわいとみどりの都市拠点

「町田市都市づくりのマスタープラン（2022年3月）」に位置づける拠点の一つで、鶴川駅周辺や南町田グランベリーパーク駅周辺、多摩境駅周辺、忠生周辺モノレール駅（想定）のこと。

《 は 行 》

不整形地

境界線がゆがんでいたり、旗竿地や三角地などの長方形・正方形以外の土地。

復興事前準備

「事前都市復興」と同義。主に国が用いる。

復興小公園

関東大震災後に震災の焼失区域において、小学校に隣接して整備された公園で、近隣住民の憩いの場や地域コミュニティの形成の場、地域における防災拠点などとしての役割を担ったもの。

復興まちづくり

基盤整備などの行政が中心となって進める復興事業だけでなく、地域が主体となって行うまちの復興や被災者自身のくらしの再建までを含めた、被災後のまちづくりに関する活動や取組。

防火地域

市街地における火災の危険を防除するために都市計画に定める地域地区の一つ。主に商業地域に指定されており、市街地の不燃化を図るため、木造の建物は原則として建築できない。

防護壁

高低差のある宅地や斜面地などで土砂が崩れるのを防ぐために設ける土留め壁。

防災街区整備事業

老朽化した建築物を除却し、防災機能を備えた建築物および公共施設の整備を行う事業。

防災集団移転促進事業（集団移転）

自然災害が発生した地域又は災害のおそれのある区域において、地域が一体となって居住に適当でない地域からの住居の集団的移転を促進することを目的とした、住宅団地の整備、住居の移転、移転元地の買取り等を行う事業。

補正不燃領域率

市街地面積に占める耐火建築物の敷地及び幅員6m以上の道路等の公共施設面積の割合を「不燃領域率」と言い、「補正不燃領域率」は、市街地における建物同士の隣棟間隔を考慮し、不燃領域率を補正した指標のこと。

《 ま 行 》

盛土

低いところに土砂を盛上げ、平らな地盤面や法面を形成すること。

《 や 行 》

用途地域

都市計画法上の地域地区の一つであり、市街地における土地利用の混在を防止するため、建築物の建て方等に関する最低限度の基準を定めた13種類の地域。

《 ら 行 》

罹災証明

地震や風水害などの災害により被災した住家等の被害状況を証明するもの。

第1
事前都市復興の
考え方について

第2
事前都市復興に
関する基本認識

第3
町田市の
災害リスク

第4
事前都市復興
基本方針

第5
都市復興の
プロセス

第6
平時の備え

用語
解説

発行日 2024年3月

発行 町田市都市づくり部都市政策課

町田市森野2-2-22

☎ 042-724-4248

刊行物番号 23-61

印刷者 株式会社コピーボックス

この冊子は150部作成し、1部あたりの単価は2,986円です。

(職員人件費を含みます。)

事前都市復興で



リサイクル適性(B)

この印刷物は、板紙へ
リサイクルできます。